

社会保険とソーシャル・ケースワーク

園 直 樹

Social Insurance and Social Casework

NAOKI SONO

社会保険は、社会保障の主要な三つの方法のうちの最も基礎をなす重要な方法である。同じことが、社会事業に於けるソーシャル・ケースワークについても云えるであろう。そして社会保険とソーシャル・ケースワークの対象はしばしば重なり合うことが多いから、この二つの「社会的なもの」の総合研究が必要となる。我々は、ビバリッジの社会保険とパワーズのソーシャル・ケースワークを手がかりとして考察を進めていきたい。先ず社会保険からである。

I 社会保険

序

ビバリッジによると、「社会保障は所得保障（経済保障）であり、その主方法である社会保険は、国家行政が、稼働力の中絶・喪失した者の所得保障を行なう保険である。即ち一言で云うと社会保険は、国家保険である¹⁾」。

このことから、次の事が推論されるであろう。(A) 彼は、社会保険 (social insurance) の社会を、国家又は経済と見なしているようである。(B) 彼のいう保険は、制度という意味に理解することができるであろう。従つて社会保険は、国家の又は経済の制度である。(C) 経済制度は、規制の制度とも云えるだろう。但しパーソンズによると、「規制の制度 (regulative institution) は、目的手段・権利義務の規制形態である経済上の権力体系・報酬体系を主とするものである²⁾」。(D) デュルケムによると、「集因によつて創始される一切の信念及び一切の行動方式を、人は制度と呼ぶことができる。社会学は諸制度、その発生と機能に関する科学である³⁾」。我々は、制度（社会保険）の発生と機能のうち、機能について考察しよう。何故なら、制度を発生、起源、本質、実体から考

える立場と、それを機能・作用・現象・属性から考える立場とは軌を一にすることができない、従つて同時に研究することが不可能である。我々は、どちらかを選ばなくてはならないのである。

さてビバリッジの社会保険の原理 (principle) は、社会保険の機能 (function) と同一視されるであろう。それは、以下の如くである⁴⁾。

1. 抛出の一律と強制
2. 給付の一律、包括及び適正
3. 行政責任の統一
4. 被保険者の分類

我々は、これをパーソンズ理論と結合して考えたいと思う。彼は、規制の制度の機能を、経済（経済制度）の機能として以下を示している⁵⁾。

1. 感情中性
2. 普遍主義
3. 限定性
4. 業績本位

1

ビバリッジによると、「社会保険の原理は、資産に関係なく、一律 (flat rate) に且つ強制的 (compulsory) に抛出が、各被保険者に要求されることである」。(ビバリッジ、前掲書、98頁)。

かような社会保険抛出の、強制と一律の原理は、抛出行政が各被保険者に対して感情中性であることを示すであろう。感情中性 (affective neutrality) とは、パーソンズによると、「評価が所与の状況に於て行なわれないことである」。(パーソンズ、The Social System, p.p.47～8)。

即ち今の場合、抛出行政は、各被保険者の資産状況を評価することなく、従つて情状酌量をしないのである。しかしかような被保険者に対する、抛出行政の感情中性

1) Sir William Beveridge, Social Insurance and Allied Services, 1942, Edited by Haber and Cohen, Raedings in Social Security, N.Y. Prentice-Hall, 1948, pp. 88～9, p. 94.

2) Talcott Parsons, The Social System, Tavistock Publications Limited 1952, p. 137

3) デュルケム、田辺訳、社会学的方法の規準、創元社、昭和17、36頁。

4) Beveridge、前掲書、p.p. 98～100

5) Parsons、前掲書 p.p. 47～8、及び Parsons and N. J. Smelser, Economy and Society, London : Routledge and Kegan Paul Ltd, 1956.

によつて、給付は的確に行なわれるのである。

2

ビバリッジによると、社会保険の原理は次の如くである。(ビバリッジ, 前掲書98~9頁)

「額に於てそして期間に於て、給付の適正 (adequacy) である」。

「失業や病気によつて中絶した、或は退職によつて終了した所得額にかかわりなく、給付の一律 (flat rate) である」。

「社会保険が、適用される人々と彼らのニードの両方に関して、包括 (comprehensiveness) である」。

以上の社会保険の原理、即ち給付の適正、一律及び包括に共通するものは、普遍主義ということであろう。つまりすべての国民を被保険者とし、ゆりかごから墓場に至るすべての保険事故に対する、すべて一律、適正な給付を行政するという意味で普遍主義なのである。即ち給付行政は、各被保険者に対して普遍主義なのである。そしてかような普遍主義 (universalism) は、パーソンズによると、感情中性の認知的知覚を前提とするのである。(パーソンズ, 前掲書同頁)

3

ビバリッジによると、「社会保険の原理は、便宜と節約のための行政責任の統一 (unification) である。従つて各被保険者は、彼の一切の給付に関して単一の週毎の拠出を行なうことができる」。(ビバリッジ, 前掲書99頁)。即ち保険行政を統一し、一個の保険省と保険法を制定することである。

かように社会保険が、法と省の統一の原理をもつて所得保障を行なえるのは、国民の失業・老令・病気などを稼働力の中絶・喪失、従つて所得の欠乏ということに限定して解釈するからである。即ち社会保険は、限定性の原理をもっている。限定性 (specificity) とは、パーソンズによると、客体の意味と範囲の限定である。(パーソンズ, 前掲書同頁)。

そしてこの原理は、次の原理との結合によつて、社会保険を的確に運営するであろう。

4

ビバリッジによると、「社会保険の原理は、被保険者の分類 (classification) である。即ち被保険者を、被傭者、自営者及び無職者に分類することである」。(ビバリッジ, 前掲書, 99頁)

しかし被保険者の分類は、かような分類以外に次のものがあるだろう。即ち被保険者を、受給者と非受給者に

分類することである。ここではこの分類を考えよう。

この分類を考えることは、却つてビバリッジの意向にも適うであろう。即ち彼によると、社会保険の基礎には次のものが必要である。(ビバリッジ, 前掲書, 97頁)。

“1. 児童手当 2. 病気の予防と治療及び労働能力の回復のための事業, 3. 雇用の維持”。

このうち2と3は、雇用による所得保障である。そしてかような社会保険のベースを強化するには、上にあげたような分類が必要であろう。社会保険財政の健全であるためである。即ち社会保険は、例えば一定期間に於る失業者を受給者とし復職者を非受給者とする。病人を受給者、回復者を非受給者とする。

かように社会保険は、被保険者が何をしたかという業績本位の原理をもつ。業績本位 (achievement) とは、パーソンズによると、客体を成就 (performance) の複合とみることにかわるのである。(パーソンズ, 前掲書, 同頁)。

× ×

以上吾々は、ビバリッジの社会保険の原理と、パーソンズの用語 (下線の部分) とを次の如くに結合した。(但し4は、筆者の見解が入っている)。

1. 拠出の一律と強制、即ち拠出行政の感情中性
2. 給付の一律、包括及び適正、即ち給付行政の普遍主義
3. 行政責任の統一、即ちそれは病気、失業などを所得欠乏として限定することを前提とする。
4. 被保険者の分類、即ち被保険者を業績本位によつて分類すること。

さて次章は、ソーシャル・ケースワークについて考察しよう。

II ソーシャル・ケースワーク

序

パワーズによると、「ソーシャル・ケースワークは、human relationalist であるケースワーカーが、クライエントの人間関係の調整を行なう技術 art である¹⁾」。

このことから、次の事が推論されるであろう。(A)ソーシャル・ケースワークは、人間関係のケースワークである。従つてソーシャル・ケースワークのソーシャルは、人間関係の、と見なすことができるであろう。(B)彼のいう技術は、制度という意味に理解することができるであろう。従つてソーシャル・ケースワークは、人間関係の制度である。(C)人間関係の制度は、関係的制度とも云える

1) Swithun Bowers, The Nature and Definition of Social Casework, 1949, Journal of Social Casework, Vol. 30, 1949, p. 417.

だろう。但しパーソンズによると、「関係的制度 (relational institution) は、性、年齢、役割、関係そのものの交錯、分布からつくりだされるものである²⁾」。(D) デュルケムによると、「集団によつて創始される一切の信念及び一切の行動方式を、人は制度と呼ぶことができる。社会学は諸制度、その発生と機能に関する科学である³⁾」。我々は、制度 (ソーシャル・ケースワーク) の発生と機能のうち、機能について考察しよう。何故なら、制度を発生・起源・本質・実体から考える立場と、それを機能・作用・現象・属性から考える立場とは軌を一にすることができない、従つて同時に研究することが不可能である。我々は、どちらかを選ばなくてはならないのである。

さてパワーズのソーシャル・ケースワークの技能 (skill) は、ソーシャル・ケースワークの機能 (function) と同一視されるであろう。それは、以下の如くである⁴⁾。

1. 彼 (クライアント) の相違と独自性のすべてを受容すること
2. 状況の独自性に於ける彼との建設的關係をもつこと
3. 選択の自由の練習を彼に許すこと
4. 状況に於て備わる諸要素の転移の取扱いについての熟慮

我々は、これをパーソンズ理論と結合して考えたいと思う。彼は、関係的制度の機能を、その典型例である家族 (人間関係制度) の機能として以下を示している⁵⁾。

1. 感情性
2. 個別主義
3. 無限定性
4. 所属本位

1

パワーズによると、「ソーシャル・ケースワークの技能は、彼 (クライアント) の相違と独自性のすべてを受容 (acceptance) することである」。(パワーズ、前掲書、417頁)。

これは決論的に云うと、「彼自身の情緒的ニード」(同、370頁) を受容することであろう。即ち、人と異つた独自の感情性をもつ彼を受容することに他ならぬであろう。そして感情性 (affectivity) とは、パーソンズによると、評価が所与の状況に於て行なわれることである。(パーソンズ、The Social System, p.p. 47~8)。

かようにソーシャル・ケースワークの技能は、先ず面接に於て、感情性をもつクライアントの受容である。ワ

ーカーは異なつた且つ独自の感情性をもつ彼を、そのまま受容する。そのことは、ソーシャル・ケースワークのプロセスに於て、やがて彼をよりよい人間関係に個別的に調整せんがためである。(以上の考察は、次節と重復的に関連するところがあるので簡単に止めた)。

2

パワーズによると、「ソーシャル・ケースワークの技能は、状況の独自性 (uniqueness) に於る彼 (クライアント) との建設的關係をもつことである」。(パワーズ、前掲書、417頁)。これを我々は、次のように解釈しよう。

丁度同じような状況で失業した二人の男の場合、失業という客観的事実は殆んど同等だといひうるだろう。しかしその事実に対して抱く気持や、それへの反応としての行動は両者大いに相違があるだろう。(一は、例えば失業 unemployment を雇用 employment に戻す努力をするだろう。他は、失業に於て労働意欲を失なつて unemployable になり、犯罪や浮浪に近づくだろう)。即ち状況規定が、各人に於て異なるのである。そこでトマスの状況規定の定理を援用しよう。

“人々は、状況の外的容貌に答えるだけでなく、その時、根本的には、この状況が彼らに対して持つ意味に答えるのである。そして一旦、彼らが状況に或る意味を定めたならば、続いて生ずる行動及び行動の結果は、この附与せられた意味によつて決定されるのである”。(参照 R. Merton, Social Theory and Social Structure, 1949, p.p. 179~180)。

同じ人間は、二人としない。人々は、「ニードの大きなバラエティをもつ人々」(パワーズ、前掲書、314頁) である。問題は常に、それをもつ人にとつて特有なのである。人々は、「変化する尺度と個人の独自性」(同、371頁) をもつ。個人の独自性は人間の基本的価値なのであり、人間は個別的に状況に對面し、他者と關係しているのである。故にワーカーは、クライアントの相違と独自性、即ち似たような状況に於て異つたそして独自の感情性をもつ彼を受容せねばならぬ。されば人間は、感情の動物といわれる。困難な時期に人々は、彼の異つた独自の感情をとりわけ示すであろう。ワーカーは、かかる動物を受容する。彼は、今此処にいる一人の人間に對し共感をもつのである。

従つてワーカーは、彼との個別的接觸によつて、彼の問題を最もよく理解できるのであり、その人にとつて意

2) Talcott Parsons, The Social System, p. 137.

3) デュルケム、前掲書、同頁

4) Bowers, 前掲書、同頁

5) Parsons, 前掲書, p.p. 47~8, 及び Parsons and R. Bales, Family, The Free Press, 1955

味のある建設的な援助ができるのである。即ちソーシャル・ケースワークの技能は、状況に於て独自の感情性をもつクライアントを受容し、次に彼と個別的关系をもつことである。「個人による個人 individual by individual」(パワーズ, 前掲書, 315頁)が必要なのであり、これによつて「個人の個別的種類 (a particular kind)」(同, 369頁)の把握と彼への援助が可能となる。個人による個人即ち個別主義が必要である。そして個別主義 (Particularism) は、パーソンズによると、感情性乃至カセクシス cathexis の受容を前提とするのである。(パーソンズ, 前掲書, 同頁)。

3

パワーズによると、「ソーシャル・ケースワークの技能は、選択の自由 (freedom of choice) の練習を彼 (クライアント) に許すことである」。(パワーズ, 前掲書, 417頁)。

即ちワーカーは自分自身の目標や行動規準, 解決方法などを彼に押しつけるのではなく、彼に自分の計画を決定させる。その援助をするのである。(自立助長の意味である)。その為にはワーカーは、問題を「抽象化する能力及び彼から離れて同一視すること」(同, 369頁)が必要なのである。即ちワーカーは、かかる立場で、彼に対して無限定性であり、彼の選択の自由を見守るのである。ここに選択をクライアントに許すことは、云いかえると彼に対するワーカーの無限定性を意味するだろう。そしてパーソンズによると、「無限定性 (diffuseness) とは、客体の意味と範囲の無限定性なのである」。(パーソンズ, 前掲書, 同頁)。

では何故、ワーカーはクライアントに選択の自由を許し、彼に対して無限定性でなくてはならないのか。民主主義だからと云うのも答えの一つであろうが、我々は次のように考えたい。即ちソーシャル・ケースワークは、その対象である失業者、老人、病人などのクライアントを、所得欠乏の如き一つのものに限定した理解をしない。(そこで、老人、病人、失業者などに対して夫々に対応する種別毎のソーシャル・ケースワーク及びその行なわれる agency に於ける、ケースワーカーが存在する)。そして彼を、人間関係に悩む者と考える。人間関係は、次のように考えられる。第一に例えば失業者は、職場に於ける人間関係 (HR.) に失敗したのであり、従つて家庭に於ける HR. も連鎖的に失敗するであろう。職場の HR. ~ 家庭の HR. などという生活の回転が止まる。彼 (I) は、他者 (You) から切り離される。I は Myself とのみ関係し、やがて「つまらな主義」(noughtism) と

でも云うべき境地に落入るであろう。第二にそして人間関係のニードは、経済的ニード、情緒的ニードなどがあり、一つのものに限定できないのである。即ち例えば、失業者は経済的にだけでなく、情緒的にも関係不調整なのである。

今かようなことから、職場や家庭などの集団に於ける人間関係を分析する図式として、筆者の旧稿を参照すると*、次のことが云えるであろう。

アンケート

- α, 我, 汝を経済的に, 必要(+)か, 不要(-)か
β, 汝, 我を経済的に, 必要(+)か, 不要(-)か
γ, 我, 汝を情緒的に, 好き(+)か, 嫌い(-)か
δ, 汝, 我を情緒的に, 好き(+)か, 嫌い(-)か

これを1セットとした選択の相違によつて、①+++ から⑩----- に至る16通りの回答が生れるわけである。そして、我に於ける経済的と情緒的のニードのくい違い (discrepancy) の回答は、汝によつて否定された我を示す回答と同様に、或は潜在的により深刻な関係不調整といいうるのである。なお文中の「経済的」を、「制度的・強制的、社会的」と理解し、「情緒的」を、「友愛的・自発的・人間的」と考えることも可能であろう。そうすればこの図式は、文学などに示された悲劇の理解に役立つだろう。そして更にはソーシャル・ケースワークの理論としても役立つであろう。

第三に、人間は彼自身を選択せねばならぬことである。例えば配偶者などの選択、それは一を取り他を捨てることである。対象の選択は、結局、自己の選択、一の自己を取り他の自己の放棄である。そこで一つの決意、自己決定、をする前にきちんと反省しておかねばならぬ。一旦決定したら決して変えないでおかねばならぬ。失つたものを悔むより得たものに専念しよう。かようなことをケースワーカーは、クライアントに根気よく示していくであろう。

4

パワーズによると、「ソーシャル・ケースワークの技能は、状況に於て備わる諸要素 (factors inhering) の転移の取扱いについての熟慮である」。(パワーズ, 前掲書, 417頁)。それは、先ず次の二つより考察されるであろう。

一は、クライアントの「全体のパーソナリティ」(同, 316頁)の分析である。故にパーソナリティに於ける彼についての知識が必要である。もう一つは、「全体の環境に於ける彼についての知識」(414頁)をもつことである。即ち家庭やコミュニティについてのタイポロジーと

* 拙稿, 社会病理学, 京都府立大学学術報告, 理学及び家政学, 第3巻第2号 (1960)

人間との関係についての考察が必要である。かようにパーソナリティと環境に論理的には二分されるが、しかし、「ソーシャル・ケースワークに於ける基本的概念の一つは、個人は、分離されることができないということである」。(371頁)。故に我々は、上の二つの夫々をもつた彼を把握せねばならぬ。即ちクライアントは、パーソナリティ及び環境に於ける彼自身から考える。ワーカーはそのような彼に何をなすべきかの選択の自由を許すのであり、従つて彼に対して無限定性なのである。

今や、彼は何であるか、という彼についての所属本位の知識が必要となる。所属本位 (ascription) とは、パーソンズによると、「客体を性能(quality)の複合と見ることにかかわるのである」。(パーソンズ、前掲書、同頁)。いまの場合、我々は、クライアントのすべてを考えねばならぬ。此処に訪れたクライアント(例えば失業者)に対してワーカーは、少くとも次のようなことがらを知らねばならない。即ち、氏名、年齢、性別、続柄、住所及び地域の状況、今までの職業と希望する職業、学業成績、IQ、健康状態、生育歴などである。

ワーカーはこれらを把握することによつて、彼の不幸を転移する方法を考える。そして「コミュニティの資源を利用する」(417頁)のである。

× ×

以上我々は、パワーズのソーシャル・ケースワークの技能と、パーソンズの用語(下線の部分)とを次の如くに結合した。

1. 感情性をもつ彼(クライアント)の受容
2. 彼との個別主義の関係
3. 彼に選択の自由を許すこと、即ち彼に対する無限定性
4. 彼の全体の把握、即ち彼の所属本位についての知識

結 び

我々は、以上の考察をまとめる段階に來たようであ

る。第一に、社会保険とソーシャル・ケースワークは、共に制度である。前者は、国家及び経済の制度であり、規制的制度であると云うことができる。後者は、人間関係の制度であり、關係的制度なのである。そして社会保険は、社会を国家と考える。ソーシャル・ケースワークは、ソーシャルを人間関係と考える。社会を国家と考えるか、人間関係とみるか、それは社会観の相違に由来するのであろう。一は個人の外にある巨大なものであり、他は個人の間にあるささやかなものである。そしてどちらも重大なものである。

第二にかような社会観の違いから、社会保険(規制的制度) vs. ソーシャル・ケースワーク(關係的制度)の機能の相違が生れるであろう。以下に於て左が前者、右が後者の機能である。

- 1 感情中性 vs. 感情性
- 2 普遍主義 vs. 個別主義
- 3 限 定 性 vs. 無限定性
- 4 業績本位 vs. 所属本位

附記

筆者は、大塚遠雄、竹内愛二、寺本喜一の三先生からソーシャル・ケースワークについて御教示を得たことに對し、感謝の意を表したいと思う。なお本稿は、第11回日本社会福祉学会(38.10.26)に於て発表された。筆者の反省は、この論文が現実に接着するにはテーマを「ソーシャル・ケースワークに於る社会保険の活用」に改めることである。何故なら上の社会保険の独自の機能は、人間を経済的に規定する経済の機能であり、ソーシャル、ケースワークの独自の機能は、彼を人間關係的に規定する人間關係の機能である。しかし彼は同じ人間であり、彼は、社会保険とソーシャル、ケースワークの二つを必要とする。従つてケースワーカーは、社会資源の一つである社会保険の活用を必要とする。これが校正時に於る所感である。